

富山市立富山市民病院院内保育所業務仕様書

富山市立富山市民病院院内保育所の運営業務（以下「委託業務」という。）については、本仕様書に基づき、実施するものとする。

1 履行場所

委託業務は、次の場所において履行するものとする。

富山市今泉北部町2番地1

富山市立富山市民病院院内保育所（以下「院内保育所」という。）

2 保育内容

(1) 昼間保育

①保育日

月曜日から土曜日 ただし以下の日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

ウ 毎月第2週・第4週以外の土曜日

②保育時間

月曜日、火曜日、木曜日、土曜日 午前7時30分から午後7時

水曜日、金曜日 午前7時30分から午後9時

③昼食

受託者が保育所内で実施する。（土曜日は簡易給食とする）

④おやつ

受託者が保育所内で実施する。（午後3時、午後6時）

(2) 夜間保育

①保育日

水曜日及び金曜日 ただし以下の日を除く。

ア 水曜・金曜及び翌日の木曜・土曜が、国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合

イ 水曜・金曜及び翌日の木曜・土曜が、12月28日から翌年1月3日までの日である場合

②保育時間

ア 水曜日 午後3時30分から翌日の午前9時30分（深夜保育）

イ 金曜日（毎月第2週・第4週の金曜日）

午後3時30分から翌日の午前9時30分（深夜保育）

ウ 金曜日（毎月第2週・第4週以外の金曜日）

午後3時30分から翌日の午前1時30分（準夜保育）

③おやつ

受託者が保育所内で実施する。(午後6時)

④夕食

受託者が保育所内で実施する。

⑤朝食

受託者が保育所内で実施する。(午前7時)

(3) 一時預り保育

①保育日

「(1) 昼間保育」を実施する日

②保育時間

「(1) 昼間保育」と同じ

③昼食

「(1) 昼間保育」と同じ

④おやつ

「(1) 昼間保育」と同じ

(4) 病児保育

①保育日

月曜日から金曜日 ただし以下の日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

②保育時間

月曜日から金曜日

午前8時から午後5時30分

③昼食

受託者が保育所内で実施する。

④おやつ

受託者が保育所内で実施する。(午後3時)

3 入所児童及び定員

(1) 昼間保育

①入所対象児童

保護者が富山市立富山市民病院又は富山まちなか病院に勤務する生後8週経過した
0歳以上3歳未満の乳幼児

②定員 36人

(2) 夜間保育

①入所対象児童

保護者が富山市立富山市民病院又は富山まちなか病院に勤務する生後8週経過した
0歳以上6歳未満の乳幼児・児童

②定員 6人

(3) 一時預り保育

①入所対象児童

保護者が富山市立富山市民病院又は富山まちなか病院に勤務する生後6月を経過した0歳以上6歳未満の乳幼児・児童

②定員 3人(ただし、1日に保育する昼間保育の実人数との合計人数が児童福祉法に定める保育士の配置基準による定員を超えないものとする。)

(4) 病児保育

①入所対象児童

保護者が富山市立富山市民病院又は富山まちなか病院に勤務する生後6月を経過した0歳以上6歳未満の乳幼児・児童

②定員 6人

4 職員の配置

(1) 委託業務に従事する者(以下「従業員」という。)の配置について、保育士は、児童福祉法第45条の規定に基づく児童福祉施設最低基準による配置基準に準拠するものとする。なお、保育士の半数以上は常勤とするとともに、院内保育所での勤務経験者を配置するものとする。また、入所児童に対する食事を調理するため、調理員を配置するものとする。なお、食事は、原則、受託者が院内保育所で調理することとする。

(2) 受託者は、委託業務開始後、速やかに、業務従事者名簿(氏名、年齢、住所、担当業務)、履歴書及び関係の資格証明書の写し等を委託者に提出するものとする。なお、従業員を変更する場合も同様とする。

5 情報公開及び調査等

保護者及び病院等から情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応じるものとする。

6 運営内容

(1) 委託業務は、保育所保育指針に準拠して実施するものとする。

(2) 受託者は、あらかじめ保育計画を作成し、委託者に提出し、その承認を得るものとする。

(3) 受託者は、次の帳簿を備え、記録し、管理するものとする。

①保育台帳

②保育日誌

③身体記録簿

④出欠記録簿

⑤病児保育に必要な書類のほか、委託者が指定する帳簿

(4) 受託者は、院内保育所に入所している乳幼児・児童が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託者にその旨を通知し、保育の実施について協議するものとする。

①悪質の疾病を有し、他の乳幼児・児童に悪影響を与える恐れがある場合

- ②病弱その他の理由により、保育することが適当でないと認められる場合
 - ③その他特別の理由により、保育することが適当でないと認められる場合
- (5) 受託者は、委託業務の実施にあたり、入所児童の保護者との対話の機会を常に確保し、保護者の意見が保育運営に反映されるよう努めるものとする。

7 費用の負担区分

- (1) 委託業務の実施に必要な屋内施設、野外遊戯場及び保育備品類（以下「貸与物件」という。）は、受託者に無償で貸与する。
- (2) 貸与物件の管理については、日常的清掃・保守等は受託者が行い、修繕は委託者が行う。
- (3) 次の費用については、委託者の負担とする。
- ①貸与物件の設置、購入及び修繕に要する費用
 - ②委託業務の実施に伴い、使用する貸与物件に係る電話料金及び電気、ガス、水道等の光熱水費
- (4) 次の費用については、入所する児童等の保護者の負担とする。
- ①おむつ費用等、通常保護者が負担すべきものとされる費用
- (5) 上記の委託者及び入所する児童等の保護者が負担すべきものと規定する費用以外で、委託業務の実施に要する費用については、受託者の負担とする。

8 入所する児童等の保護者が負担する費用の算定

委託者が別に定める、院内保育所に入所する児童等の保護者が負担すべき費用については、受託者が算定し、保護者に通知するものとする。

9 防災

- (1) 受託者は、犯罪、事故、災害の防止及び衛生管理（以下「防災」という。）に努めるとともに、次の事項を遵守するものとする。
- ①平常時の防災及び非常時の対応策等に関して規則（火気取締責任者に関する事項を含む。）を定め、それを遵守すること。
 - ②委託者の実施する消防防災訓練及びその他の管理運営上必要な事業に参画すること。
- (2) 受託者は、万一の事態が発生したときは、直ちに委託者に連絡するとともに、その指示に従わなければならない。

10 保険

受託者は、保育所施設賠償責任保険及び保育所傷害保険に加入しなければならない。
なお、加入する保険の内容等については、委託者と協議するものとする。

11 委託料

- (1) 委託業務にかかる委託料は、本仕様書「2 保育内容」の区分により、額を別に定めるものとする。なお、区分とする単位は次のとおりとする。

- ①昼間保育 1月当たりの額
- ②夜間保育 深夜保育1回当たりの額
準夜保育1回当たりの額
- ③一時預り保育 1人1日当たりの額
1人半日当たりの額
- ④病児保育 1人1日当たりの額
1人半日当たりの額

(2) 前項の額とは別に、夜間保育に係る児童等への食事やおやつを提供するための実費相当額として、次の額を委託料として支払うものとする。

- ①深夜保育 1回1人当たり800円（消費税及び地方消費税を除く。）
- ②準夜保育 1回1人当たり500円（消費税及び地方消費税を除く。）

12 その他

(1) 受託者は、次の事項を遵守し委託業務を行うものとする。

- ①常に業務改善のための研究努力を行うこと。
- ②省資源、省エネルギーに努めること。

(2) 受託者は、関係法令及び関係官庁の指示、指導及び通知に従わなければならない。

(3) 受託者は、委託契約書（本仕様書を含む。）に定めるものの他、委託者の指示に従い、誠実に委託業務を行うこと。